

別表4（第3条第1項第4号関係）

構造計算適合性判定手数料

1 北方建築総合研究所

(1) 構造計算適合性判定手数料

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
1 法第20条第1項第2号イに規定する方法による場合	次に掲げる当該方法による構造計算に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 180,000円 (2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 230,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 250,000円 (4) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 550,000円
2 法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	次に掲げる当該プログラムによる構造計算に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 130,000円 (2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 150,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 160,000円 (4) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 190,000円 (5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 310,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定を道総研以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積
- (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定を道総研から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積

(2) 特定建築物の建築等の計画に係る構造計算適合性判定手数料

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合通知に係る申出に伴う特定建築物の建築等の計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
(1) で算定した項目及び金額	

(3) 長期優良住宅建築等計画に係る構造計算適合性判定手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る長期優良住宅建築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
(1)で算定した項目及び金額	

(4) 低炭素建築物新築等計画に係る構造計算適合性判定手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規程による申出に係る低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定

項目	手数料の額 (構造計算1件につき)
(1)で算定した項目及び金額	